

新生児医療担当医確保支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、医療機関におけるNICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることを目的とする。

2 補助対象事業者

補助事業を実施できる者は、和歌山県内の、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

3 補助対象経費

医療機関におけるNICUにおいて、新生児医療に従事する医師に対し、支給される手当（就業規則等においてNICUに入院する新生児に応じて支給される手当であることが明記されているもの）の額。

なお、個人が開設する病院においては、開設者本人への手当の計上が会計上困難であることから、雇用する新生児医療担当医に対する手当への支給について、雇用契約等に明記しているなど、和歌山県知事が適当と認める場合は開設者本人への手当についても対象とする。

4 業務の内容

和歌山県内の新生児医療に従事する医師に対し、新生児担当手当等を支給すること。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

新生児医療担当医確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、医療機関における NICU（診療報酬の対象となるものに限る。以下同じ）において、新生児医療に従事する医師の処遇を改善することを目的に、予算の範囲内で新生児医療担当医確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、新生児医療担当医確保支援事業実施要綱（平成26年7月15日施行）に基づき実施する新生児医療担当医確保支援事業とする。

2 補助事業を実施できる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

(補助金交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額の算定方法は次の各号に掲げる金額を比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額以内の額とする。この場合において当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準額

NICUに入院した新生児1人当たり10,000円

(2) 対象経費額

医療機関における NICU において、新生児医療に従事する医師に対し、支給される手当（就業規則等において NICU に入院する新生児に応じて支給される手当であることが明記されているもの）の額。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類の様式等は、次の表のとおりとする。

(交付条件)

| 書 類 | 様 式 | 提 出 部 数 | 提 出 期 限 |
|-------------------------------|---------|---------|---------|
| 事業計画書 | 別記第1号様式 | 2部 | 別途通知 |
| 補助金所要額調書 | 別記第2号様式 | | |
| 事業に係る歳入歳出予算書の抄本 その他参考となる資料 | | | |

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなけ

ればならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(変更の承認)

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第4号様式）に第4条の表に定める様式等を添付して毎年度1月10日までに知事に提出しなければならない。この場合において、前条の事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとし、事業の完了の日から起算して25日を経過した日（第5条第1号ウの規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して25日を経過した日）又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

| 書 類 | 書 式 | 提 出 部 数 |
|-----------------|---------|---------|
| 事業実績報告書 | 別記第5号様式 | 2部 |
| 支給実績報告書 | 別記第6号様式 | |
| 経費所要額精算書 | 別記第7号様式 | |
| 事業に係る歳入歳出決算書の抄本 | | |
| その他参考となる資料 | | |

(補助金の返還)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、平成22年6月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年9月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年7月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年3月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。